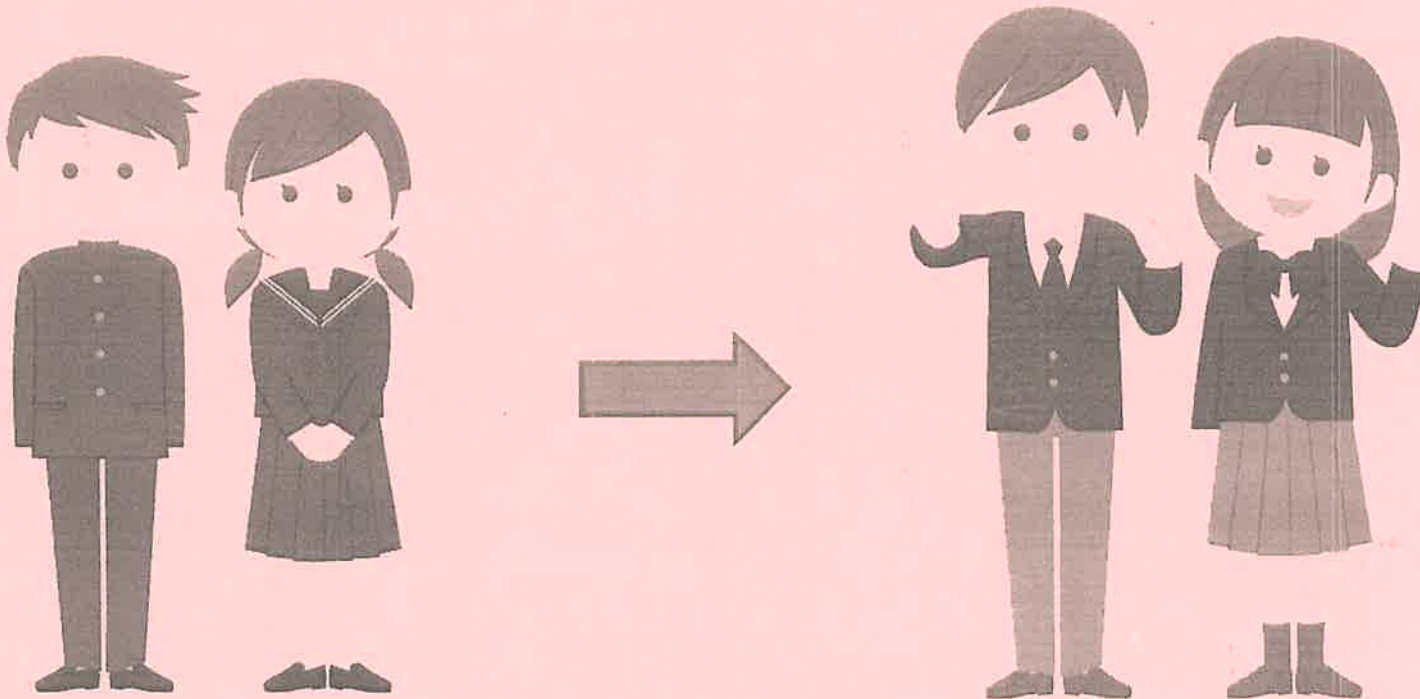


こども医療費助成の 対象年齢を拡大します！

柏原市では、令和2年10月1日診療分 から
こども医療費助成の対象年齢を 18歳 に引き上げます。

※ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日（4月1日に
18歳に到達の場合は、その前日の3月31日）までとなります。



こども医療証（見本）

この証は、大阪府以外では使えません。	
こども医療 医療証（受診のつど健康保険証と 同時に提出してください）	
公費負担者番号 8 6 2 7 0 2 2 0	
受給者番号	
対象者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
男・女	
有効期間	
発行機関名	大阪府
及び印	柏原市長
交付年月日	

こども医療費助成を受けると、入院・通院に
かかる医療費の一部自己負担額（健康保険適
用分）が1医療機関ごとに、1日 500円
（月2回までを上限とし、入院と通院、医科
と歯科は別々とみなす）までの支払いになり
ます。

また、薬局での自己負担（健康保険適用分）
はありません。

柏原市役所 こども政策課 家庭係
24番窓口 072-972-1563（直通）